

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成24年5月28日 定例庁議	
開 催 日 時	平成24年5月28日（月） 午前9時10分 ～ 午前9時48分	
開 催 場 所	市長公室	
出 席 者	富岡市長、小澤副市長、和田教育長、田中審議監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、安田福祉部長、中村健康づくり部長、柳原都市建設部長、関根会計管理者、池田水道部長、丸山議会事務局長、中島学校教育部長、田中生涯学習部長、星野監査委員事務局長 （担当課） 内田都市建設部次長、村沢都市計画課長、飯泉同課専門員兼みどり公園係長、同課同係深谷主査 （事務局） 上野副審議監、村山政策企画室長、同室政策企画係浅見主事、田中秘書室長	
会 議 内 容	（1）生産緑地地区の追加指定について （2）平成24年第2回朝霞市議会定例会提出議案について	
会 議 資 料	（1）生産緑地地区の追加指定について （2）平成24年第2回朝霞市議会定例会提出議案	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	■要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁		
そ の 他 の 必 要 事 項		

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### 【市長あいさつ】

### 【議題】

(1) 生産緑地地区の追加指定について

### 【説明】

(担当課：深谷)

- ・市では、平成4年に生産緑地地区の当初指定を行い、以後、限定的な追加指定を実施してきた。農地の持つ環境保全などの多面的機能、特に、東日本大震災以降は、防災機能が再評価されているが、市街化の進展に伴い、農地の減少傾向が続いている。平成22年度には、旧暫定逆線引き地区の市街化編入に伴う生産緑地地区の指定を行い、この際は30地区、16.2haの生産緑地地区が増加した。現在、朝霞市では、209箇所、61.82haが生産緑地地区を指定している。今後、さらなる農地の保全を図るため、現行の方針及び基準を見直したうえで、生産緑地地区の追加指定を実施したい。
- ・見直しの概要について、資料の3番「見直しの概要」の表をご覧いただきたい。朝霞市における追加指定の基準は平成9年に策定したもので、方針は、宅地化を阻害しないこと、将来の公共施設用地となることなどを考慮し、平成4年度に、相続の際に全員の同意が得られず手続きできないなどのケースや、意向把握の対象となっていなかったケースに対象を絞ったうえで、実質的には既存の生産緑地に追加して整形化・一団化が図れるものに限定していた。
- ・これに対し、改正案は、農地の持つ、都市環境の保全、防災対策、公共施設用地の確保などの多面的機能を再評価し、意欲のある農業経営者を税制面から支援することで、農地の保全を図るため、生産緑地地区の追加指定をするものである。ただし、商業地域や近隣商業地域は、土地利用の推進を図ることから、指定対象から除外する。
- ・新たな基準は、災害対策に資するもの、計画的な公共用地確保に資すること、従来のとおり整形化・一団化が図られるものを条件とする。
- ・資料2ページをご覧いただきたい。4番の追加指定による影響について、メリットは、防災機能の強化、環境保全機能の強化、景観の保全、レクリエーション機能の強化、公共施設用地の確保、食糧生産の場の確保、農業経営者の支援が考えられる。デメリットは、税収の減少が考えられる。
- ・5番目のスケジュールについて、5月に開催した都市計画審議会に、現在の状況を報告している。6月に追加指定の基準を示す。7月から地権者への周知及び追加指定の受付を開始し、その後申請された農地が、農地として耕作されているかを農業委員会に判断していただく。9月に都市計画決定の原案を作成し、都市計画審議会に原案を報告する。10月に公告縦覧を行う。11月に都市計画審議会に諮問する。12月に都市計画決定の告示を行う予定である。
- ・資料3ページをご覧いただきたい。ここには参考として、生産緑地法第3条を掲載している。要点は、第1項第1号が農地の機能と公共施設用地に適すること、第2号が、500㎡以上の区域であること、第3号が、用排水などの状況から農業が継続可能であることである。第2項では、当該土地にかかる権利者すべての同意が必要であること、第3項では、都市計画による合理的な土地利用に支障を及ぼさないようにすることが規定されている。

- ・資料4ページをご覧ください。これは、生産緑地地区の追加指定に関する基本方針である。総合振興計画」や「緑の基本計画」において、水と緑のネットワークの形成を目指しているところであるが、宅地開発などにより、緑の減少に歯止めがかからない状況であること、また、先の東日本大震災において、災害時のオープンスペースの重要性が再認識されたことなどから、良好な都市環境の形成を図るために、生産緑地地区の追加指定を計画的かつ継続的に行うことで、貴重な緑の一つである市街化区域内の農地の保全、都市農地がもつ多面的な機能の維持向上を図っていく、との内容である。
- ・資料5ページをご覧ください。これは、追加指定の基準案である。第1条の趣旨により、第2条において「対象となる農地」を限定する。(1)は商業地域、近隣商業地域でないこと、(2)は事業認可又は承認された道路、公園などの都市計画施設と重複しないこと、(3)は農地の転用がされていないこと、(4)は生産緑地地区を解除した地区ではないこと、である。
- ・第3条では、生産緑地法3条の要件を満たし、公道に接した土地で、(1)良好な緑の環境保全機能を高める観点から必要なもの、(2)防災・減災の観点から必要なもの、(3)公共施設用地等の確保の観点から必要なもの、(4)既に指定された生産緑地地区の一体化又は整形化を図ることができ、一団の土地となるもの、の4点のいずれかに該当するものを指定する。
- ・第4条では、指定にかかる手続き等を定めている。
- ・第5条では、指定を受ける年の7月末までに申請を行うこととしているが、これは年内に都市計画決定を行い、翌年の固定資産税に反映させるためである。
- ・資料6ページをご覧ください。第6条は、生産緑地法にある指定を受けた者の管理義務について定め、30年の営農と良好な管理を義務付けている。附則においては、すでに指定を受けている地区に、基準変更による不利益が及ばないように規定している。
- ・先日の政策調整会議において、追加指定を毎年継続するのか、3年もしくは5年で区切ることはできないのか、との付帯意見が出された。検討したところ、少しでも多くの緑を継続的に保全していくこと、調査した中では3年や5年で申請受付を終了する事例はないこと、申請期間を区切るための法的根拠がないこと、期限を区切ることにより、指定を躊躇している地権者を指定申請に駆り立ててしまう恐れがあること、などの理由から、申請期間を区切らずに毎年継続して段階的に追加指定申請を受け付けたいと考えている。追加指定においては、上位計画との整合性が必要となることから、上位計画に見直しなどがあつた場合は、指定基準等の見直しも検討したいと考える。

[平成24年5月14日政策調整会議の要旨について報告]

(田中審議監)

- ・「意欲ある農業経営者を支援する」「農地として良好な状態で管理を行う」とあるが、これらの条件に該当しなくなった場合の生産緑地指定の取り消しは可能かとの質問があつた。これに対し、該当しなくなった場合は可能であるとの回答があつた。
- ・災害対策とはどのようなものかとの質問に対しては、地域防災拠点や避難所に隣接している農地を追加指定することを考えているとの回答があつた。
- ・税収の減少はどの程度を見込むのかとの質問に対しては、500㎡以上の407筆39.4ヘクタールすべてを指定するとなると約2億200万円の減となる。これまでの実績から7割と想定すると、約1億4千万円の減となるとの回答があつた。

- ・生産緑地の指定解除は容易にできるのかとの質問に対しては、指定から30年が経過するか、相続が発生するか、公共施設の利用に供するかが要件となるとの回答があった。
- ・この指定は、申請制かとの質問に対しては、地主の意思に基づく申請制であるとの回答があった。
- ・税込減に対する対策として、申請期間を区切ることについて、政策調整会議として付帯意見を付すこととしたが、それに対する担当課の回答は、先の担当課の説明のとおりである。

#### 【意見等】

(小澤副市長)

- ・改正理由の1つに挙げられている公共施設用地の確保について、納税猶予が適用されている土地は買いにくいのではないか。

(担当課：内田)

- ・生産緑地と納税猶予はイコールではない。

(小澤副市長)

- ・朝霞市の農地で、納税猶予が適用されている土地はあるのか。

(富岡市長)

- ・ある可能性がある。

(富岡市長)

- ・生産緑地を追加指定することについて、他市はどのような状況なのか。

(担当課：村沢)

- ・埼玉県内では、戸田市、草加市、八潮市が新規の生産緑地の指定をしている。近隣では、和光市、新座市が朝霞市と同様に既存の生産緑地に付加する扱いをしていたが、ここに来て、和光市では、追加指定を継続的に実施することとした。

#### 【結果】

- ・本件については、原案のとおり決定することとする。

#### 【議題】

(2) 平成24年第2回朝霞市議会定例会提出議案について

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて

(小林総務部長)

- ・本議案は、専決処分の承認を求めることについて、である。
- ・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の一部が改正され、同法に係る政令が3月30日に交付されたことに伴い、朝霞地区一部事務組合の共同処理する事務の変更及び規約変更について専決処分をしたため、その承認を求めるものである。
- ・内容は、同法及び同政令に関連する事務を朝霞地区一部事務組合において、共同で処理することについて規定するものである。

[質疑等]

なし

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて

(小林総務部長)

- ・本議案は、専決処分の承認を求めることについて、である。
- ・地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、朝霞市税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたため、その承認を求めるものである。
- ・主な改正内容について、固定資産税において、平成24年度の評価替えに伴い、負担調整措置について住宅用地及び市街化区域農地に係る据置措置を廃止するものである。経過措置として、平成25年度までは、負担水準を現行の80%から90%以上に改めた上で据置特例を行うものである。
- ・個人市民税関係では、東日本大震災の被災者にかかる軽減措置として、東日本大震災により事故の居住用家屋が滅失した納税義務者が住宅の再取得等をした場合において、所得税における東日本大震災に係る特例措置の適用を受けたときは、現行の個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の対象とする規定を新たに定めるものである。

[質疑等]

なし

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて

(小林総務部長)

- ・本議案は、専決処分の承認を求めることについて、である。
- ・地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、朝霞市都市計画税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたため、その承認を求めるものである。
- ・主な改正内容について、都市計画税において、平成24年度の評価替えに伴い、負担調整措置について住宅用地及び市街化区域農地に係る据置特例を廃止するものである。経過措置として、平成25年度までは、負担水準を現行の80%から90%以上に改めた上で据置特例を行うものである。

[質疑等]

なし

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて

(中村健康づくり部長)

- ・本議案は、専決処分の承認を求めることについて、である。
- ・地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたため、その承認を求めるものである。
- ・改正内容について、東日本大震災の被災者の負担の軽減を図るため、被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限について、現行の3年間から7年間に延長するものである。

[質疑等]

なし

議案第34号 平成24年度朝霞市一般会計補正予算（第1号）

(小林総務部長)

- ・本議案は、平成24年度朝霞市一般会計補正予算第1号である。
- ・今回の補正額は、歳入歳出それぞれ4億3,422万4千円の増額で、これを含めた累計額は、354億3,422万4千円となる。
- ・歳入について、県支出金は、保育所緊急整備事業補助金のほか、健康長寿埼玉モデル都市強化事業費補助金を計上することにより、3億1,428万8千円増額している。繰入金は、財政調整基金繰入金を4,513万6千円増額している。市債は、社会福祉法人立保育園整備費補助事業債を計上することにより、7,480万円増額している。
- ・歳出について、民生費は、保育園入園待機児童の解消を図るため、社会福祉法人が新設する認可保育園に対する社会福祉法人立保育園整備事業補助金を計上することにより、3億9,282万3千円増額している。
- ・衛生費は、健康長寿埼玉モデル都市の選定を受け、運動機能や認知機能の低下防止の取り組みを団地全体で行う「団地まるごといきいき事業」など、3つの事業で構成する「彩夏ちゃん健康長寿プロジェクト事業」を実施するための経費を計上し、1,500万円増額している。
- ・土木費は、国家公務員宿舎建設計画の中止を受け、建設予定地とされていた基地跡地内の約3ヘクタールの土地について、暫定的に市民の皆様にご利用していただくための整備に要する経費などを計上することにより、2,640万1千円増額している。
- ・第2表地方債補正は、新たに社会福祉法人立保育園整備費補助事業債を追加するものである。

[質疑等]

なし

議案第35号 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(佐藤市民環境部長)

- ・本議案は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例である。
- ・改正内容について、同法の施行により、外国人登録法が廃止され、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象とされていることから、関係条例について所要の改正を行うものである。
- ・これらの改正については、平成24年7月9日から施行したい。

[質疑等]

(富岡市長)

- ・外国人登録は、必ず必要なのか。

(佐藤市民環境部長)

- ・市町村に住んで60日以内に登録しなくてはならないこととなっている。

議案第36号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

(小林総務部長)

- ・本議案は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例である。
- ・改正内容について、財団法人朝霞市施設管理公社が、平成24年4月1日から公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社に名称変更したことに伴い、所要の改正を行うものである。
- ・この改正については、公布の日から施行したい。

[質疑等]

なし

議案第37号 朝霞市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

(佐藤市民環境部長)

- ・本議案は、朝霞市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例である。
- ・改正内容について、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条文等の整理を行うものである。
- ・この改正については、平成24年7月9日から施行したい。

[質疑等]

なし

議案第38号 固定資産評価審査委員会委員選任に関する同意を求めることについて

(小林総務部長)

- ・本議案は、固定資産評価審査委員会委員選任に関する同意を求めることについて、である。
- ・市の固定資産評価審査委員会委員のうち、安達伍一氏の人気が平成24年6月27日をもって満了となるが、新たに、上野光男氏を委員に選任したく、提案するものである。
- ・上野氏については、経歴書に記載しているように、昭和53年に税理士事務所を開業し、長年税理士としてご活躍中であることから、選任をお願いするものである。
- ・安達委員においては、5期15年間にわたり委員として活躍していただいたことに深く感謝するとともに、今後においても、市政に対するご指導、ご協力をお願いする。

[質疑等]

なし

議案第39号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて

議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて

議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて

(小林総務部長)

- ・議案第39号から議案第41号については、関連があるため、一括して説明する。
- ・朝霞市推薦の人権擁護委員5人のうち、細田優氏、佐藤秀弘氏、要害映子氏の3人の任期が平成24年9月30日をもって満了となるが、3氏を再び委員に推薦したく、提案するものである。
- ・3氏の経歴については、経歴書を添付しているため参照していただきたい。3氏とも平成18年10月から人権擁護委員としてご活躍中であり、次期の任期についても引き続きお願いしたいと

考えている。

[質疑等]

(富岡市長)

- ・定年及び年齢要件はあるのか。

(小林総務部長)

- ・確認する。

議案第42号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

(中村健康づくり部長)

- ・本議案は、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、である。
- ・内容については、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議する必要があるため、地方自治法第291条の11の規定により、提出するものである。

[質疑等]

なし

**【結果】**

- ・本件については、原案のとおり決定する。

**【閉会】**